

令和2年度（2020年度）八王子市小規模事業者経営改善資金利子補助金交付要綱

（通則）

第1条 八王子市小規模事業者経営改善資金利子補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項はこの要綱に定めるところによる。

（趣旨）

第2条 この要綱は、市内の小規模事業者（以下「事業者」という。）が八王子商工会議所（以下「会議所」という。）の経営指導を受け、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）から借入れた「小規模事業者経営改善資金」の利子の一部を補助することにより、事業者の経営改善を促進することを目的とする。

（協定）

第3条 市長は、八王子市小規模事業者経営改善資金利子補助金交付の適正な運営を図るため、その取扱いに係る必要な事項について、会議所と日本公庫との間に協定を締結するものとする。

2 市長、会議所及び日本公庫は、前項の協定に基づき、八王子市小規模事業者経営改善資金利子補助金交付の業務を円滑かつ誠実に執行しなければならない。

（定義）

第4条 この要綱において、「指定融資」とは、日本公庫の「小規模事業者経営改善資金（マル経融資及び新型コロナウイルス対策マル経）」による融資をいう。

2 この要綱において、「借受人」とは、令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日の間に、前項の指定融資を借り受け、この要綱に基づく利子補助金の交付を受けようとする者をいう。

（交付対象者）

第5条 交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）指定融資の借受人であること。
- （2）市内に本社登記があり、かつ市内で1年以上継続して同じ事業を営む法人（個人の場合は指定融資を借受けた日の属する年の1月1日において、市内に引き続き1年以上住民登録を有している者）であること。
- （3）八王子市における市民税及び固定資産税に滞納がないこと。
- （4）法人の場合は、その代表者が八王子市における市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- （5）八王子市に対し、八王子市事業資金融資あっ旋条例第5条第3項に規定する東京信用保証協会からの信用保証料の返還金の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は4月1日から3月31日の間に事業者が支払った指定融資の利子の合計額を基準に、別表に定める算出方法により算出した額とする。ただし、資金の用途が次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象としない。

- （1）資金用途が申請内容と異なるもの。
- （2）市外の事業所等における運転資金及び設備資金。
- （3）事業外の私的な目的で利用すると市長が認めるもの。
- （4）所得税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十三号）第二十六条に定める不動産所

得を得る不動産賃貸業を営み、かつその他の業種となる事業を兼業している場合は、その不動産賃貸業に係わる資金。

(5) 上記第1号から第4号に掲げる経費を含む融資。

(6) その他市長が不相当と認めるもの。

2 利子補助の期間は、指定融資の償還開始1回目から12回目までの支払い利子とする。ただし、初回に支払う利子の日割りが46日以上の場合は、11回目までの支払い利子とする。

3 借受人が融資条件(元金据置措置、割賦金額の軽減措置等)の変更をした場合は、前項の規定にかかわらず、変更をした日の前日までの支払い利子とする。ただし、内入れについてはこの限りではない。

(補助金額の算出)

第7条 補助金額の算出は、別表のとおりとする。

(借受報告)

第8条 補助金の交付を申請しようとする借受人は、融資が実行された日から起算して30日以内に、八王子市小規模事業者経営改善資金借受報告書(第1号様式)及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 指定融資の内容を確認できる書類

(2) 支払う利子額を確認できる書類(金融機関所定)

(3) 履歴事項全部証明書の写し(法人の場合は3ヶ月以内のもの)

(4) 住民票の写し(個人の場合は3ヶ月以内のもの)

(5) 見積書又は契約書の写し(設備資金等の場合)

(6) 八王子市小規模事業者経営改善資金利子補助手続き書類届出委任状

(7) その他市、又は会議所から提出を求められた書類

(変更報告)

第9条 借受人は、第5条に規定する交付対象者の要件を欠くこととなったとき、又は前条に規定する八王子市小規模事業者経営改善資金借受報告書の内容に変更が生じたときは、当該事実が発生した日から1か月以内に変更報告書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第10条 借受人は、4月1日から3月31日までの間に支払う利子の支払いを完了した後、八王子市小規模事業者経営改善資金利子補助金交付申請書(第3号様式)及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 利子の支払いを証明する書類

(2) 八王子市の市・都民税納税証明書, 固定資産税納税証明書(前年度)(個人の場合)

(3) 八王子市の直近分の法人市民税納税証明書(法人の場合)

(4) 代表者の八王子市の市・都民税納税証明書(前年度)(法人の場合)

(5) 法人及び代表者の八王子市の固定資産税納税証明書(前年度)(法人の場合)

(6) 印鑑証明書

(交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。ただし、借受人が次のいずれかに該当するときは、補助をしない。

(1) 市内で事業を営んでいないとき。

(2) 事業を廃止したとき。

(3) 借受人が融資の償還を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したとき。

(4) 第 9 条に規定する変更報告を正当な理由なく怠ったとき。

(5) その他、市長が産業の振興及び育成に寄与しないと認めるとき。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、八王子市小規模事業者経営改善資金利子補助金交付決定通知書(第 4 号様式)により補助金の交付決定を通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の審査により、不相当と認めるときは、申請者に対し、八王子市小規模事業者経営改善資金利子補助金不交付決定通知書(第 5 号様式)により補助金を交付しないことを通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第 1 2 条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、八王子市小規模事業者経営改善資金利子補助金請求書(第 6 号様式)により、補助金の請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、前条の規定による交付決定金額を確定し、補助金を支払う。

(補助事業者の義務)

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、提示又はその内容を報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る帳簿、領収書その他の資料については 5 年間保存しなければならない。

3 補助事業者は、市長又はその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(交付決定の取消等)

第 1 4 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第 5 条に規定する交付対象者の要件を欠いたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及び前条の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(調査)

第 1 5 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、会議所に対し、調査又は報告を依頼することができる。

2 会議所は前項に規定する依頼を受けた場合、1 月以内に市長に対し結果を報告しなければならない。

(委任)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めることができる。

(特例)

第 1 7 条 平成 2 8 年(2 0 1 6 年) 4 月 1 日から平成 2 9 年(2 0 1 7 年) 3 月 3 1 日まで、平成 3 1 年(2 0 1 9 年) 4 月 1 日から令和 2 年(2 0 2 0 年) 3 月 3 1 日までに、八王子市マル経融資利子補給金補助金交付要綱及び八王子市小規模事業者経営改善資金利子補助金交付要綱で規定した借受報告、交付申請を提出したのものについては、第 6 条第 2 項、第 7 条の規定にかかわらず、利子補助期間、補助金額の算定は次のとおりとする。

(1) 平成 2 8 年度 (2 0 1 6 年度)

利子補助対象期間は、償還開始より 3 6 か月間に限るものとし、補助金額は利率 0.5 %分を上限とした指定融資の支払利子額の 1/2(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。

(2) 令和元年度 (2 0 1 9 年度)

利子補助対象期間は、指定融資の償還開始 1 回目から 1 2 回目までの支払い利子とする。

ただし、初回に支払う利子の日割りが 4 6 日以上の場合、1 1 回目までの支払い利子とする。補助利率は 0.8 % とする。ただし、融資利率が 1.1 % 未満となる場合、融資利率のうち、0.3 % 分を差し引いた数値を補助利率とする。

(3) 借受人が融資条件 (元金据置措置、割賦金額の軽減措置等) の変更をした場合は、前項の規定にかかわらず、変更をした日の前日までの支払い利子とする。ただし、内入れについてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 (2 0 2 0 年) 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

第7条 別表

$$\text{補助額} = \left(1 - \frac{\text{条件回収額}}{\text{融資金額}} \right) \times \frac{\text{補助利率}(\%)}{\text{融資利率}(\%)} \times \text{支払い利子額}$$

条件回収額とは、既存の融資残額をいう。

補助利率は0.8%とする。ただし、融資利率が1.1%未満となる場合、融資利率のうち、0.3%分を差し引いた数値を補助利率とする。